

議案第 19 号

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年3月26日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町病児・病後児保育事業実施要綱(令和3年北栄町告示第89号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の定義) 第3条 略 2 略 3 「<u>広域利用実施施設</u>」とは、<u>倉吉市及び湯梨浜町が実施する病児保育事業を実施する施設及び倉吉市が実施する病後児保育事業を実施する施設をいう。</u> (病児・病後児保育事業の実施方法) 第4条 病児・病後児保育事業は、<u>中部定住自立圏協定に基づき、倉吉市及び湯梨浜町に委託し、広域利用実施施設において行う。</u> (対象児童) 第5条 病児・病後児保育事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1) 略 (2) 保育所、幼稚園、<u>認定こども園</u>、<u>届出保育施設</u>及び小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号))	(事業の定義) 第3条 略 2 略 (病児・病後児保育事業の実施方法) 第4条 病児・病後児保育事業は、<u>倉吉市に委託して行う。</u> 2 <u>事業を実施する施設(以下「実施施設」という。)</u>は、<u>倉吉市が指定する施設とする。</u> (対象児童) 第5条 病児・病後児保育事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1) 略 (2) 保育所、幼稚園、<u>認定子ども園</u>、<u>届出保育施設</u>及び小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号))

に定める小学校(同法に定める特別支援学校の小学部を含む))第3学年までの児童であること。ただし、病児保育事業の場合は、利用する日に生後6箇月に達していること。

(3)及び(4) 略

(開所時間及び休所日)

第6条 広域利用実施施設の開所時間及び休所日は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。ただし、広域利用実施施設の長が倉吉市及び湯梨浜町の承認を得て、これらを変更することができる。

1 区分	2 開所時間	3 休所日
<u>広域利用実施施設(倉吉市)</u>	<u>午前8時から午後6時まで</u>	<u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u>
<u>広域利用</u>	<u>月曜日か</u>	<u>日曜日、木</u>

に定める小学校(同法に定める特別支援学校の小学部を含む))第3学年までの児童であること。ただし、病児保育事業の場合は、利用する日に生後6箇月に達していること。

(3)及び(4) 略

(開所時間及び休所日)

第6条 実施施設の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、実施施設が倉吉市の承認を得て、これを変更した場合は変更後の実施施設の開設日及び開設時間とする。

<u>実施施設</u> <u>(湯梨浜町)</u>	<u>ら水曜日</u> <u>及び金曜</u> <u>日：午前8</u> <u>時30分か</u> <u>ら午後6</u> <u>時まで。土</u> <u>曜日：午前</u> <u>8時30分</u> <u>から午後</u> <u>5時まで</u>	<u>曜日及び</u> <u>国民の祝</u> <u>日に関す</u> <u>る法律(昭</u> <u>和23年法</u> <u>律第178</u> <u>号)に規定</u> <u>する休日</u> <u>並びに1</u> <u>月2日、同</u> <u>月3日、8</u> <u>月13日か</u> <u>ら同月15</u> <u>日まで、12</u> <u>月30日及</u> <u>び同月31</u> <u>日</u>	
(利用の制限) 第7条 <u>広域利用実施施設の長</u>は、対象児童が次の各号のいずれかに該当するときは、病児・病後児保育の利用を許可しないことができる。 (1) 略 (2) <u>広域利用実施施設の長</u>が病児・病後児保育を行うにあたり、不適當と認めるとき。			(1) <u>開所時間</u> <u>午前8時から午後6時まで</u> (2) <u>休所日</u> <u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u> (利用の制限) 第7条 <u>実施施設の長</u>は、対象児童が次のいずれかに該当するときは、病児・病後児保育の利用を許可しないことができる。 (1) 略 (2) <u>受託者</u>が病児・病後児保育を行うにあたり、不適當と認めるとき。

(利用の手続)

第8条 広域利用実施施設の長は、対象児童の保護者が病児保育事業の利用を希望するときは、あらかじめ鳥取県中部圏域に所在する小児医療機関(以下「医療機関」という。)を受診させ、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(利用の決定)

第9条 広域利用実施施設の長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに病児・病後児保育事業の利用の可否を決定し、病児・病後児保育利用(却下)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用者負担)

第10条 広域利用実施施設の長は、病児・病後児保育事業の実施に必要な経費の一部として、病児・病後児保育事業を利用した保護者から次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用料(以下「利用料」という。)を徴収するものとする。

区分	利用料(1人1日につき)	
	病児保育事業	病後児保育事業
(1) 生活保護	0円	0円

(利用の手続)

第8条 実施施設の長は、対象児童の保護者が病児保育事業の利用を希望するときは、あらかじめ鳥取県立厚生病院(以下「医療機関」という。)を受診させ、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(利用の決定)

第9条 実施施設の長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに病児・病後児保育事業の利用の可否を決定し、病児・病後児保育利用(却下)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用者負担)

第10条 実施施設の長は、病児・病後児保育事業の実施に必要な経費の一部として、病児・病後児保育事業を利用した保護者から次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる利用料を徴収するものとする。

法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯																				
(2) (1)以外の世帯	1,500円	500円																		
(1) 病児保育事業 <table> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>利用料</th></tr> <tr> <td>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯</td><td>1人 1日 につき</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>(2) (1)以外の世帯</td><td>1人 1日 につき</td><td>1,500円</td></tr> </table> (2) 病後児保育事業 <table> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>利用料</th></tr> <tr> <td>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯</td><td>1人 1日 につき</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>(2) (1)以外の世帯</td><td>1人 1日 につき</td><td>500円</td></tr> </table>			区分	単位	利用料	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯	1人 1日 につき	0円	(2) (1)以外の世帯	1人 1日 につき	1,500円	区分	単位	利用料	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯	1人 1日 につき	0円	(2) (1)以外の世帯	1人 1日 につき	500円
区分	単位	利用料																		
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯	1人 1日 につき	0円																		
(2) (1)以外の世帯	1人 1日 につき	1,500円																		
区分	単位	利用料																		
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は町民税非課税世帯	1人 1日 につき	0円																		
(2) (1)以外の世帯	1人 1日 につき	500円																		
2 湯梨浜町の広域利用実施施設の長は、病児保育事業を利用した保護者から利用料のほか、食事代、布団及びシーツのレンタル料金、紙おむ																				

<u>つ代等の実費相当額を徴収することができる。</u> (書類の整備) 第11条 <u>広域利用実施施設の長</u>は、病児・病後児保育事業の実施状況を明らかにするため病児・病後児保育利用台帳(様式第5号)及び第8条各号に規定する書類を整備し、保存するものとする。 2 <u>広域利用実施施設の長</u>は、病児・病後児保育事業に係る経理を明らかにした書類を整備し、運営に関する情報を公開するための措置を行うものとする。	(書類の整備) 第11条 <u>実施施設の長</u>は、病児・病後児保育事業の実施状況を明らかにするため病児・病後児保育利用台帳(様式第5号)及び第8条各号に規定する書類を整備し、保存するものとする。 2 <u>実施施設の長</u>は、病児・病後児保育事業に係る経理を明らかにした書類を整備し、運営に関する情報を公開するための措置を行うものとする。
---	---

附 則

この要綱は、令和7年3月 日から施行し、令和7年1月22日から適用する。

議案第 20 号

北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則を廃止する規則等の制定について

北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則等を廃止したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条
の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

(廃止する規則等)

- ・北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則を廃止する規則
- ・北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の
請求に関する規則を廃止する規則

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成17年北栄町教育委員会規則第14号)
- (2) 北栄町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成17年北栄町教育委員会規則第15号)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱を廃止する
要綱の制定について

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱を廃止したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を
求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱を廃止
する要綱

北栄町立小・中学校校外活動引率教職員活動費補助金交付要綱(平成25年北栄
町教育委員会訓令第4号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱を廃止したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱を廃止する要綱

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱(平成23年北栄町教育委員会訓令第16号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を廃止する要綱の制定
について

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を廃止したいので、北栄町
教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を廃止する要綱

北栄町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱(平成30年北栄町教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。